

神奈川県における介護支援専門員証更新の為に受講が必要な研修

○ 初めて更新をする方・前回「再研修」で介護支援専門員証の交付を受けた方

- ①有効期間内に一度も介護支援専門員として実務に就いたことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」
- ②有効期間内に、介護支援専門員として実務に従事した経験がある場合
(現在は従事していない)
「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）」又は「専門研修課程Ⅰ」
「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」又は「専門研修課程Ⅱ」
の両方が必要になります。
- ③現に介護支援専門員として実務に従事している場合
「専門研修課程Ⅰ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）」
「専門研修課程Ⅱ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」
の両方が必要になります。

○ 2回目以上の更新の方(主任介護支援専門員研修未修了者)

(1)主任介護支援専門員研修を修了していない方

- ①前回、「専門研修課程Ⅰ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）」と「専門研修課程Ⅱ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」を受講して更新した場合

A. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合
「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」又は「専門研修課程Ⅱ」

B. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

- ②前回、「専門研修課程Ⅱ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」のみを受講して更新した場合

A. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合
「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」又は「専門研修課程Ⅱ」

B. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

- ③前回、「実務未経験者向け更新研修」で更新した場合

A. これまでに「専門研修課程Ⅰ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）」と「専門研修課程Ⅱ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」を受講して更新したことがある場合

α. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合
「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」又は「専門研修課程Ⅱ」

β. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

B. これまでに「専門研修課程Ⅰ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）」と「専門研修課程Ⅱ」又は「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」を受講して更新したことがない場合

α. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合
「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）」又は「専門研修課程Ⅰ」
「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」又は「専門研修課程Ⅱ」
の両方が必要になります。

β. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

(2)主任介護支援専門員研修を修了している方

①主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たしている場合

A. 介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修修了できる

「主任介護支援専門員更新研修」

B. 介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修修了できない

通常の更新研修等を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新してから、主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

α. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合

「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」又は「専門研修課程Ⅱ」

β. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合

「実務未経験者向け更新研修」

②主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たしていない場合

A. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合

「実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」又は「専門研修課程Ⅱ」

B. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合

「実務未経験者向け更新研修」

各研修のご案内

○更新研修

<介護支援専門員証の有効期間が研修開始時点でおおむね1年以内に満了する者が対象>

◆実務経験者向け：介護支援専門員証の有効期間内に、介護支援専門員としての実務に従事している者又は従事したことがある者

・実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）：56時間。（平成27年度までは33時間）

・実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）：32時間。（平成27年度までは20時間）

◆実務未経験者向け：専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者。

○専門研修

<介護支援専門員として実務に就いている者が対象>

◆専門研修課程Ⅰ：介護支援専門員として実務に従事している者であって、就業後6ヶ月以上の者。早期に受講することが適当。就業後3年以内の受講が望ましい。

◆専門研修課程Ⅱ：介護支援専門員として実務に従事している者であって、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者。

※本県では、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年未満の方は、全て更新研修の扱いとなります。

○主任介護支援専門員更新研修

◆主任介護支援専門員更新研修：主任介護支援専門員修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者（※経過措置あり）で、受講要件を満たす者。（受講要件については、ホームページで確認してください。）

<経過措置>

平成23年以前に主任介護支援専門員研修修了した者：平成30年度までに受講してください。

平成24年度及び平成25年度に主任介護支援専門員研修修了した者：平成31年度までに受講してください。

※主任介護支援専門員更新研修修了前に専門員証の有効期間が過ぎてしまう場合、事前に更新研修等を受講して専門員証の更新をしておく必要があります。

○再研修

◆再研修：次のいずれかに該当する者。

①登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者

②実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者

※再研修を受講すると、これまでの研修歴がリセットされます。